

令和 7 年10月30日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出して下さい。

記

1 件 名 物件番号 4 号 令和 7 年度棚倉森林管理署外灯油単価契約(配達)

(詳細については、別紙契約書(案)及び仕様書、内訳書のとおり)

2 納入場所 別紙仕様書にある棚倉森林管理署及び各森林事務所の所在地全てに配達にて納入すること。

3 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月31日(火曜日)

4 見積書等の提出

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を以て落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、各燃料種の1リットル当りの単価に予定購入数量を乗じた金額の総計とし、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を添付すること。

※期限 令和 7 年11月18日(火曜日) 9時00分まで

※場所 棚倉森林管理署 総務グループ

【持参又は郵便による提出も認めます。】

5 提出書類

(1) 見積書

電子調達システムへは税抜の見積額を入力して下さい。

紙で作成する見積書も税抜の価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。

(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し。電子調達システムを用いる場合は、内訳書データとして送信して下さい。

郵送或いは持参する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。

(3) 別紙仕様書の中に記載されている住所に配達できる事業所の事業所名、住所、電話番号を記載した書類を同封すること。

6 契約の締結日 見積採用の日

7 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格「全省庁統一資格」、「物品の販売」の「燃料類」の競争参加資格を有する者であること。

8 その他見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書」の内容を承諾したものとみなします。

担当：棚倉森林管理署
総務グループ（経理担当）
電話：0247-33-3111

物品売買契約書 (単価) (案)

1. 予定総金額 ￥〇〇. -

内 訳

品 名	規格・品質	単 価	予 定		備 考
			数 量	金 額	
灯油	JIS1号	〇〇円	3,700ℓ	〇〇円	
消費税				〇〇円	10%
合 計				〇〇円	

自 令和7年11月〇日

2. 契約期間

至 令和8年3月31日

3. 納入場所

棚倉森林管理署及び各森林事務所
(詳細は別添仕様書のとおり)

4. 契約保証金

免除する。

分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 佐藤 健司（登録番号 T8000012050001）（以下「甲」という。）と ○○ ○○（以下「乙」という。）は、上記の物品売買について下記条件により売買契約を締結し、本書 2 通を作成して、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和7年11月〇日

(甲) 買受人

住 所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2
分任支出負担行為担当官
氏 名 棚倉森林管理署長 佐藤 健司

(乙) 壳 渡 人

住所
氏名

条 件

第1条 売渡人（以下乙という。）は、契約期間中買受人（（以下甲という。）（甲の職員を含む。以下同じ。））に引渡すべき物品について、その品質規格を保証するものとする。

第2条 物品の数量は、頭書のとおり予定するが、これに異動を生じ又は納品皆無のものがあっても異議を申し立てないものとする。

第3条 乙は、給油用のカード又は給油伝票を発行し、契約期間中、甲が、契約物品の引渡を請求したときは、甲の指定した職員が指示した数量を計量器をとおして、自動車又は甲の指示する容器に注入するものとする。

2 乙は、上記1項の物品を納入する際、品質・規格・数量等に関し甲の検査を受けなければならない。この検査に合格したときをもって契約物品の引渡を完了したものとし、所有権はこの時をもって甲に移転するものとする。

第4条 給油する各月の契約単価については、市場価格に応じて変動するものとし、下記のとおり算出の上決定する。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁が表する「給油所小売価格調査（第3回目調査分）」の東北経済産業局管内平均の灯油の価格（消費税額及び地方消費税額を差し引いた価格（小数点以下を四捨五入して整数で算出）。以下、「市場価格」という。）の令和7年10月分価格から見積もり単価を差し引いた額を値引き額とし、毎月、前月分の市場価格から値引き額を差し引いた価格を当該月の契約単価とする。
- (2) 乙は令和7年11月の契約単価について、(1)に基づき算出の上、契約日に書面にて甲へ提出するものとする。
- (3) 乙は令和7年12月以降の契約単価について、(1)に基づき算出の上、当該月の前月末までに書面にて甲へ提出するものとする。

第5条 この契約による確定金額（以下「代金」という。）は、第3条による検査に合格し、納品書を交付した総数量に契約単価を乗じて得た金額とする。なお、算出した金額に小数点以下の端数がある場合は切り捨てるものとする。

第6条 乙は、前条の代金について、契約期間経過後において支払請求書を甲に提出しその支払を受けるものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

る。

第7条 乙は、代金について、毎1箇月分を取りまとめて甲に請求することとする。

2 前項による支払については、前条第2項の規定を準用する。

第8条 乙は、甲の帰する事由により約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

第9条 所有権移転後の物品であっても、甲が頭書の規格、品質に適合しない下級品があると認めたときは両者の協議により、乙は当該数量について引換又は値引をするものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により、甲の所有物に損害を与えたときは、乙は甲の指示に従いその損害を賠償するものとする。

第10条 乙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第11条 乙は、指定期日までに納品することができないときは、書面をもって申し出て甲の承認を得なければならない。

第12条 乙は天災その他不可抗力による場合を除き、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、当該遅延物品の数量に当該契約単価を乗じて得た金額に、年3パーセント割合で計算した額を遅滞違約金として、甲に支払うものとする。

2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

第13条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以

下单に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第10条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第14条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

- (2) 第3条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第12条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第16条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第17条 甲は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第 18 条 甲は、第 12 条第 2 項又は第 13 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第 19 条 甲は、第 12 条第 2 項又は第 13 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第 20 条 乙は、甲がこの契約に違反した結果、物品の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。この場合、甲は乙に違約金を支払わないものとする。

第 21 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみ

なす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 22 条 この契約において、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

第 23 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

第 24 条 この契約について、紛争を生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

第 25 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第 26 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過す

る場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 27 条 甲が第 3 条により指定する職員とは、各局署等の「（分任）支出負担行為担当官」が指示した職員とする。

（特約事項）

別添のとおり

別添

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）

を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕様書(官署別灯油購入予定数量)			
No.	官署名	所在地	調達予定数量(ℓ)
			灯油(JIS1号)
1	棚倉森林管理署	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 7 3 - 2	3, 000
2	東舘森林事務所	福島県東白川郡矢祭町大字東舘字石田 1 7 - 3	200
3	笹原森林事務所	福島県東白川郡塙町字塙桜木町 3 - 1	200
4	鮫川森林事務所	福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 4 7 - 1	300
5			
6			
7			
8			
9			
計			3, 700

※上記住所に配達できる事業所を持ち、且つ配達価格による。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号

関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。
この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合は、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

見 積 書

令和7年 月 日

分任支出負擔行為担当官

棚倉森林管理署長 佐藤 健司 殿

(見積人)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

見積金額 ￥ (税抜)

ただし、物件番号4号 令和7年度棚倉森林管理署外灯油単価契約(配達)の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼に係る留意事項、契約条件書を承知の上、見積します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第6号 (第4条)

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負擔行為担当官

棚倉森林管理署長 佐藤 健司 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東北地域の競争参加資格（「物品の販売」）を有する者であること。
※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

棚倉森林管理署総務グループ（TEL0247-33-3111）

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73-2

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「棚倉森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。
（契約金額により省略する場合があります。）

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。